

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月25日
【会社名】	株式会社福田組
【英訳名】	FUKUDA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 太田豊彦
【本店の所在の場所】	新潟市中央区一番堀通町3番地10 上記は登記上の本店所在地で、実際の業務等は以下のところで行っております。 実際の業務場所：新潟市中央区花町2069番地 新潟花町ビル 電話番号：025(266)9111(大代表) 事務連絡者氏名：執行役員管理部経営企画部長 大塚進一
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段北3丁目2番4号
【電話番号】	03(5216)4888(大代表)
【事務連絡者氏名】	東京本店管理部長 長谷川和憲
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 137,883,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社福田組東京本店 (東京都千代田区九段北3丁目2番4号) 株式会社福田組名古屋支店 (名古屋市中区丸の内3丁目23番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	123,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1. 平成28年11月25日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	123,000株	137,883,000	
一般募集			
計（総発行株式）	123,000株	137,883,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,121		1,000株	平成28年12月16日（金）		平成28年12月16日（金）

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社福田組 総務人事部	新潟市中央区一番堀通町3番地10

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
みずほ信託銀行株式会社 新潟支店	新潟市中央区西堀通六番町867-4

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
137,883,000		137,883,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金については、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 森脇 朗
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 23% 朝日生命保険相互会社 10%

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	みずほ信託銀行株式会社の再信託先としての株式給付信託（従業員向け給付型）取引。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成28年11月25日現在のものです。

株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、BBTに係る信託契約（以下「BBT契約」といいます。）に基づいて設定される信託を「BBT信託」といい、J-ESOPに係る信託契約（以下「J-ESOP契約」といいます。）に基づいて設定される信託を「J-ESOP信託」といいます。

1. BBT

BBTは、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対し当社株式を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下BBTの内容を記載します。

(1) 概要

B B Tは、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした取締役等に対し、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、取締役等に役員及び業績達成度等により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。B B Tの導入により、取締役等に対して中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

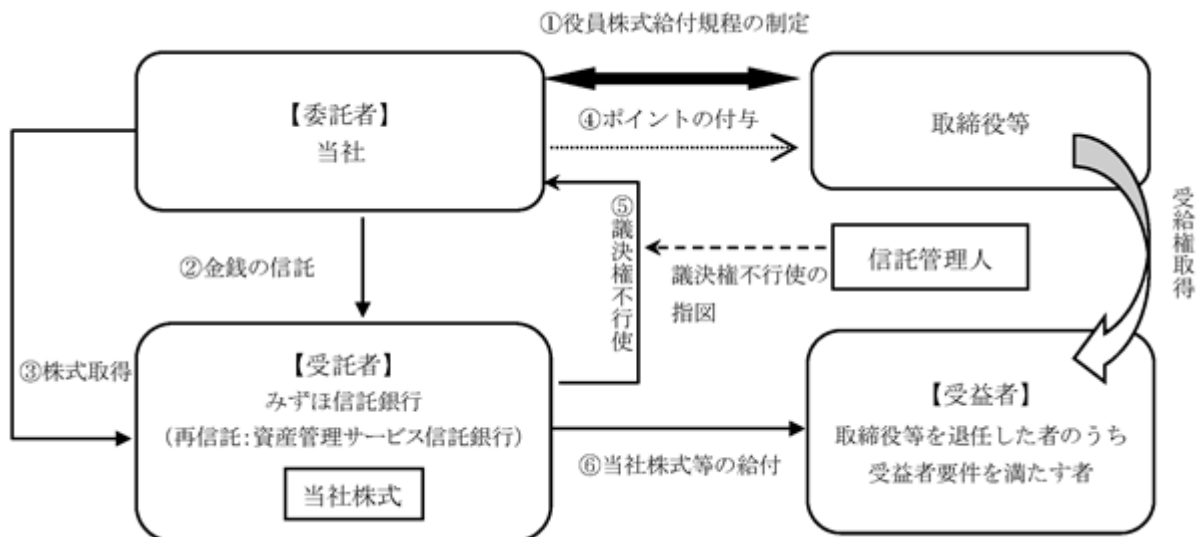
当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、役員株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、信託銀行はかかる指図に従い議決権を行使しないこととします。なお、信託管理人には、当社と利害関係のない第三者が就任します。

(2) 受益者の範囲

取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

< 株式給付信託（B B T）の概要 >



当社は、平成28年3月29日開催の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、B B Tについての役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。

当社は、の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。

B B T信託は、で信託された金銭を原資として当社株式を、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。

B B T信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、B B T信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

B B T信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

2. J-ESOP

J-ESOPは、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当ませんが、当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下J-ESOPの内容を記載します。

(1) 概要

J-ESOPは、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し、当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。J-ESOPの導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

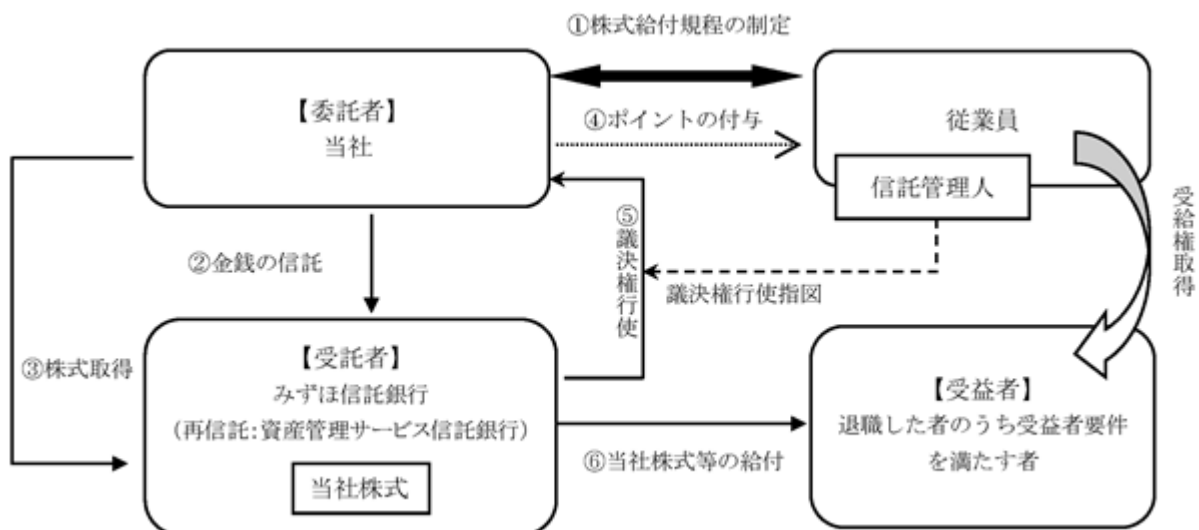
当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

議決権行使については、「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し信託銀行に対して議決権指図を行い、信託銀行はかかる指図に従い議決権行使を行います。なお、信託管理人には、当社従業員が就任します。

(2) 受益者の範囲

株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

< 株式給付信託（J-ESOP）の概要 >



当社は、J-ESOPの導入に際し、株式給付規程を制定します。

当社は、株式給付規程に基づき、従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、金銭を信託します。

J-ESOP信託は、で信託された金銭を原資として当社株式を、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。

J-ESOP信託は、信託管理人の指図に基づき、議決権を行使します。

J-ESOP信託は、株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、従業員が株式給付規程に定める要件を満たす場合には、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあったBBTを導入することといたしました。BBTは、「b 提出者と割当予定先との関係 株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）の内容」に記載しましたとおり、取締役等に対して自社の株式を給付し、業績向上と企業価値の増大への意識を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その自己株式の有効活用として、BBTでの活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

また、当社では、既に導入しているJ-ESOPを継続しており、給付すべき株式数の増加が見込まれることから、J-ESOP信託に金銭を追加拠出し、その金銭をもって自己株式の割当を行うことといたしました。

なお、J-ESOPにおいては、「株式給付信託(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)の内容」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者としてJ-ESOP契約を締結しており、BBTについてもBBT契約を締結する予定ですので、信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社(再信託先:資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口))を当社が割当予定先として選定したものです。

d 割り当てようとする株式の数

123,000株(BBT 55,000株、J-ESOP 68,000株)

e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、BBT契約及びJ-ESOP契約に基づき、信託期間内において役員株式給付規程及び株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)との間におきまして、払込期日(平成28年12月16日)より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、役員株式給付規程または株式給付規程等の定めに従って、その時点で存在する取締役等および従業員に対して給付し、残額は当社に交付されます。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、役員株式給付規程及び株式給付規程に基づき取締役等及び従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先:資産管理サービス信託銀行株式会社)に金銭を信託(他益信託)します。

当社からの信託金をもって、払込みに要する資金に相当する金銭が割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定のBBT契約書案及びJ-ESOP契約書案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。

BBTにおける議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、BBT信託の受託者はかかる指図に従って、一律不行使とします。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して議決権不行使に関する指図を行うに際しては、BBT契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人には当社と利害関係のない第三者が就任します。

また、J-ESOPにおける議決権行使については、「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、J-ESOP信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、J-ESOP契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。信託管理人は、現在又は過去において当社の役員ではないこと、現在又は過去において当社の役員の2親等内の家族ではないこと、当社と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任しております。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの3か月間(平成28年8月25日から平成28年11月24日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である1,121円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの3か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であり、かつ、平成27年11月27日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」に基づき、J-ESOP制度の導入時に設定された信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分した際の処分条件と平仄を合わせることが妥当であると判断したためです。

なお処分価額1,121円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,137円に対して98.59%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均1,163円(円未満切捨)に対して96.39%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均1,106円(円未満切捨)に対して101.36%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名(うち2名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、役員株式給付規程に基づき信託期間のうち平成27年12月末日で終了する事業年度から平成30年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度中に当社の取締役等に付与すると見込まれるポイントに相当する株式数と、株式給付規程に基づき信託期間のうち平成28年12月末日で終了する事業年度中に当社の従業員に付与すると見込まれるポイントに相当する株式数を合算した株式数に相当するものであり、平成28年6月30日現在の発行済株式総数に対し0.27%(小数点第3位を四捨五入、平成28年6月30日現在の総議決権個数44,453個に対する割合0.28%)となりますが、B B T及びJ-ESOPによる当社株式等の給付は取締役等の退任又は従業員の退職等に伴うもので緩やかに行われるため、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。

また、当社としては、本自己株式処分は取締役等及び従業員の業績及び株価に対するインセンティブを高め、当社の企業価値向上に繋がるものと考えています。

以上のことにより、株式の希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
公益財団法人 福田育英会	新潟市中央区一番堀通町3番地 10	3,343	7.52%	3,343	7.50%
株式会社第四銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	新潟市中央区東堀前通七番町 1071番地1 (東京都港区浜松町2丁目11番 3号)	2,198	4.94%	2,198	4.93%
福田 直美	新潟市中央区	2,158	4.86%	2,158	4.84%
福田 フジ	新潟市中央区	1,633	3.67%	1,633	3.66%
小沢 和子	東京都世田谷区	1,607	3.62%	1,607	3.61%
福田石材株式会社	新潟市中央区白山浦1丁目614 番地	1,530	3.44%	1,530	3.43%
福田組共栄会	新潟市中央区一番堀通町3番地 10	1,280	2.88%	1,280	2.87%
福田 勝之	新潟市中央区	1,164	2.62%	1,164	2.61%
福田 浩士	東京都文京区	1,157	2.60%	1,157	2.60%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番地 11	1,077	2.42%	1,077	2.42%
計		17,150	38.58%	17,150	38.47%

(注) 1. 平成28年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式241,190株(平成28年6月30日現在)は割当後118,190株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第89期(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日) 平成28年3月29日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第90期第1四半期(自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)平成28年5月12日関東財務局長に提出

事業年度 第90期第2四半期(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)平成28年8月10日関東財務局長に提出

事業年度 第90期第3四半期(自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)平成28年11月11日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年11月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成28年4月5日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社福田組新潟本社

(新潟市中央区一番堀通町3番地10)

株式会社福田組東京本店

(東京都千代田区九段北3丁目2番4号)

株式会社福田組名古屋支店

(名古屋市中区丸の内3丁目23番8号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。